

尾張旭市都市再生整備計画事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市都市再生整備計画事業評価会議（以下「評価会議」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価会議の開催)

第2条 本市の都市再生整備計画事業において、国の定めるまちづくり交付金事後評価実施要領に基づき、評価会議を開催する。

(所掌事務)

第3条 評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事後評価の手續等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見を述べること。
- (2) 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について確認し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見を述べること。

(組織)

第4条 評価会議は、次に掲げる3名以上の構成員をもって組織する。

- (1) 都市計画又はまちづくり分野に関し学識経験を有する者
- (2) 技術的知識その他専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、当該事後評価の検討が終了するまでとする。

(座長等の職務)

第6条 評価会議は、構成員の中から座長を選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、評価会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員が、職務を代理する。

(会議)

第7条 評価会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議に当たっては、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、座長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 評価会議の庶務は、都市整備部都市整備課が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、評価会議が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。